委　託　契　約　書

件　　　　名　　　独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を

対象とする地域センター支援事業

委託金額　　　金　　　　　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　　　円）

　委託者　独立行政法人教職員支援機構理事長　荒瀬　克己（以下、「甲」という。）と受託者　国立大学法人○○大学学長　○○　○○（以下、「乙」という。）との間において、上記事業の実施について次の条項によって委託契約を締結するものとする。

（目的）

1. 甲は、乙に対し独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を対象とする地域センター事業実施要項、独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を対象とする地域センター事業委託要領、並びに乙から提出された実施計画書に基づき、教職員研修の高度化、体系化、組織化の実現に寄与することを目的として事業の実施を乙に委託するものとする。

（委託期間及び委託金）

1. 委託期間は、原則として本契約締結の日から令和○年３月３１日までとし、委託金の支払いは年度毎に行う。

（委託金の支払い及び経理）

第３条　甲は、乙の請求に基づき年度毎に所要額を概算で支払うものとする。ただし、支払額は委託金額の範囲内とする。

なお、委託金額の「消費税額及び地方消費税の額」は、令和元年１０月１日に改正法が施行された消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、委託金額に１１０分の１０を乗じて得た金額である。

２　甲は、乙からの請求があった場合は、委託金額を上限として精算払いをすることができる。

３　実支出額が委託金額を下回る場合は、実支出額を限度に委託金を支払うものとする。

４　乙は、委託金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、委託金の経理を明らかにするとともに、関係する書類等を整理して保存しなければならない。

（物品等の調達及び管理）

第４条　乙による物品等の調達は、乙の法人における会計規程等に基づき実施するものとする。

２　甲は、乙が購入した物品等のうち少額資産については乙からの申請に基づき無償譲渡するものとする。なお、消耗品については乙による納品検査完了をもって無償譲渡するものとする。また、乙は、甲から譲渡された物品について適切に管理を行うものとする。

（計画の変更）

第５条　乙は、甲に提出した実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、費目間の流用が委託金額の総額の２０％以内となる場合についてはこの限りではない。

（実施について）

第６条　事業の実施に当たって乙は、甲と連絡を密にして実施するものとする。

（状況報告）

第７条　乙は、甲から事業の実施状況又は委託金の経理状況について報告を求められたときは、速やかにその状況を報告するものとする。

２　甲は、必要に応じて、乙の事業の実施状況及び経費状況について調査することができる。

（遅延等の報告）

第８条　乙は、事業が第２条に規定する期間内に終了しない又は事業の実施が困難となることが判明した場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

一　乙が乙の責めに帰すべき事由により委託の解除を申し出たとき。

二　乙がこの契約又は委託要領に違反したとき。

三　乙が事業を遂行することが不可能又は困難となったと甲が認めたとき。

２　甲は前項の規定により委託を解除したときは、これにより乙に損害を生じた場合であってもその賠償について責めを負わない。

（委託金の返納）

第10条　甲は、前条の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合に、既に支払われた委託金がある場合には、その全部又は一部を返納させるものとする。

（損害の賠償）

第11条　乙は、故意又は過失、その他乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（報告書の提出）

第12条　乙は、各事業年度の委託業務完了日から３０日を経過した日（契約を解除した場合は、その日から１０日以内）又は各事業年度の３月３１日までのいずれか早い日までに、当該年度の事業の実施報告書及び委託金の経理に係る収支精算書を甲に提出しなければならない。

（書類の保存）

第13条　乙は、第３条第４項の帳簿及び事業の実施に係る支出の内容を証明する書類を、事業の完了した日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（精算）

第14条　預貯金に利子が生じた場合は、事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。

（協議）

第15条　この契約に定めない事項について定める必要があるときは、甲と乙の間で協議の上、これを定めるものとする。

　上記の契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

　この契約書は２通作成し、双方で各１通を所持するものとする。

　　令和○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　甲　茨城県つくば市立原３番地

　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人教職員支援機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理 事 長　　　荒　瀬　　克　己

　　　　　　　　　　　　　　乙　○○県○○市○○○１２３

国立大学法人○○大学

学　　長　　　○　○　　○　○